

公 示

ブラジル、アイスランド、ノルウェー、ペルー、大韓民国、アイスランド及びロシアを原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品 (本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの (外国の港湾内で船積みされたものを除く。)) を輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について ①③

60貿局第256号 (60. 9. 6)

改正① 4貿局第346号 (4. 9. 9)

②輸入注意事項 9第13号 (9. 10. 2)

③輸入注意事項15第11号 (15. 2. 12)

ブラジル、アイスランド、ノルウェー、ペルー、大韓民国、アイスランド又はロシアを原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品 (本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの (外国の港湾内で船積みされたものを除く。)) を輸入しようとする場合は、二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部遠洋課で確認を受けることになっていますが、その手続を下記により行います。①②③

記

1 受付期日 ③

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで

2 提出先 ②

農林水産省水産庁資源管理部遠洋課

3 提出書類

(1) 別紙様式による確認申請書 2通

(2) 当該貨物の原産地又は船積地域を証する書類

(イ) 韓国を原産地又は船積地域とするものについては、大韓民国近海捕鯨水産業協同組合が発行する「鯨生産地確認書」原本及び写し 1通

(ロ) それ以外の場合は当該貨物の原産地の公的機関が発行する原産地証明書等原本及び写し 1通

③ インボイス 原本及び写し 1通

(注) 1 原本は照合の上返却します。

2 (2)の原産地証明書が提出できない場合には、これに準ずる書類又はその他の原産地を証する書類を提出すること。

3 (3)については、未到着の場合には提出する必要はありません。

4 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

追

③

(公示) ブラジル、アイスランド、ノルウェー、ペルー、大韓民国、スペイン又は
韓民国、スエーデン及びロシアを原産地又は船積地域とする鯨
及びその調製品を輸入しようとする場合の二号承認申請の
確認申請について

〔別紙様式〕 ①③

ブラジル、アイスランド、ノルウェー、ペルー、大韓民国、スペイン又は
ロシアを原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品（本邦の区域に属
さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを
除く。）を除く。）を輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請書

水産庁長官 殿

申請年月日 昭和 年 月 日

申請者名

住所

電話番号

上記貨物を下記により輸入したいので確認されたく申請します。
記

輸 入 状 況	種 類	輸 入 数 量 (総 数)	頭	kg
	輸 入 契 約 の 相 手 国	種 別 輸 入 数 量	US \$	円
生 産 状 況 等	輸 入 契 約 の 相 手 方 件	輸 入 契 約 の 相 手 方 件	(1) 名 称 (2) 住 所	(1) F O B (2) C I F (3) & F (4) そ の 他 港 入 積 予 定 予 定
	船 積 予 定	船 積 予 定	(1) 年 月 日 (2) 船 入 積 着	(1) 年 月 日 (2) 船 入 積 着
	鯨 種	鯨 種	(1) 鯨 体 処 理 場	(1) 鯨 体 処 理 場
	捕 獲 日 域	捕 獲 日 域	(2) 母 船	(2) 母 船
捕 獲 水 域 法	捕 獲 水 域 法	(1) 鯨 体 処 理 場	(1) 鯨 体 処 理 場	
処 理 方 法	処 理 方 法	(2) 母 船	(2) 母 船	
処 理 方 法	処 理 方 法	(3) そ の 他	(3) そ の 他	

(注) 裏面記入要領参照のこと。

..... キ リ ト リ
.....

輸入確認書 (鯨及びその調製品)

③ 追

下記の通り確認する。

国際捕鯨委員会の決定する鯨資源の保存のための措置を損なわない捕鯨により捕獲され
た鯨及びその調製品であると認める。

輸入数量 頭 kg
 有効期間 昭和 年 月 日

水産庁長官

〔裏面〕

記入要領

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当
 事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）
 に限ることとする。
- (2) 「種類」の欄には、規格及び形態を「赤肉 I 級冷凍」等、具体的に記載すること。
- (3) 「輸入数量」欄には、頭数及び重量で表示を行うこと。
- (4) 「輸入金額」欄には、円及び米ドルで表示を行う。また、決済通貨が米ドル以外の通
 貨建ての場合には、かつこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切
 り上げて記載すること。なお、米ドルと米ドル以外の通貨との換算率は、昭和34年 1
 月31日付け輸入注意事項34第3号（決済通貨等の取扱いについて）により、貿易局長
 が定める換算率を適用するものとする。なお、当該換算率は原則として毎月25日に
 「通産省公報」及び「通商弘報」に公表しているので、この換算率を翌月記載の確認
 申請書に適用するものとする。
- (5) 「輸入契約の相手国」及び「輸入契約の相手方」欄は各々の地域の表示方法によるこ
 と。
- (6) 「輸入契約条件」欄には、当該契約の該当する建値に印を付すこと。「その他」の契
 約条件を詳細に記載すること。
- (7) 「船積予定年月日」及び「入着予定年月日」欄には、それぞれの予定年月日を記載す
 ること。なお、予定年月日について幅がある場合は、それぞれ期間を記載すること。
- (8) 「船積港」欄には、船積港名を記載すること。なお船積港が複数の場合には、船積港
 別に確認書を提出する必要がある。
- (9) 「入着港」欄には、予定の最終陸揚港を記載すること。
- (10) 「生産状況等」については、各個体別に記載すること。
- (11) 「捕獲水域」欄には、捕獲の行われた水域を、国際捕鯨委員会の定める水域区分に従つ
 て記載すること。
- (12) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- (13) 欄に記載し切れないときは別紙として添付すること。